

▶ 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により単位を修得した場合

単位互換とは、他大学の講義を履修することができ、さらに修得した科目が在籍大学の単位として認定されるという制度です。大学コンソーシアム大阪会員の大学が単位互換包括協定を結んで、多彩な科目的提携を行っています。

学修意欲・学習意欲を持ち合わせた学生が、多様な学問領域を学修できる選択肢を広げ、知識習得の中で他大学での交流を通じ幅広い視野を養うことを目的としています。

【申込方法】

本学の履修登録とは別の手続きが必要です。大学コンソーシアム大阪単位互換協定の案内は、各学期開始1～2ヶ月前にCAMPUS SQUAREを通じて配信するので、よく確認するようにしてください。

【特徴】

- 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により単位を修得した場合に認められる単位（以下、大学コンソ単位と言う）は履修単位制限⁴に含まれません。なお、各学期の履修の上限は、前述の放送大学の科目と合わせて年間2単位までとなります。
- 大学コンソ単位を修得した場合、基盤教育科目の主体的学び科目群の単位として認定され、在学中は最大4単位を上限に卒業要件単位として認められます。ただし各学期の単位認定の上限は、前述の放送大学の単位と合わせて年間2単位までとなります。成績については、各学期の成績発表以降にCAMPUS SQUAREにて単位が認定されていることを確認してください。

4. 履修単位制限

⇒ P. 129 を参照。

▶ 放送大学・大学コンソーシアム大阪の履修上の注意点について

- 大学コンソーシアム大阪単位互換協定（以下大学コンソーシアム大阪）と放送大学の科目はあわせて各学期最大2単位まで履修登録ができます。
- ただし、1年間で単位認定できるのは大学コンソーシアム大阪の科目と放送大学の科目の単位をあわせて最大2単位までです。

	大学コンソーシアム大阪	放送大学	資格・検定
履修登録	各学期2単位まで		資格・検定申込数に上限は無いが、在籍期間中に認定される単位の上限は、放送大学を履修して修得した単位と合わせて4単位までです。
年間修得上限	年間2単位まで		放送大学履修登録時や、資格・検定申込時に注意してください。
卒業要件単位	4単位まで	4単位まで	